

那賀町告示第 号

下記森林について、森林経営管理法第35条第1項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第37条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理実施権配分計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年12月27日

那賀町長 坂口博文

1 経営管理実施権配分計画対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理実施権の 存続期間	備考
配 R3-1	那賀郡那賀町丈ヶ谷 字東谷 12	292-ホ-1	保安林	6.46	公告のあった日から令 和14年3月31日まで	集 R3-5

2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者

氏名又は名称	木頭森林組合
住 所	〒771-5516 徳島県那賀郡那賀町大戸字春森36

3 縦覧場所

- 本庁 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1
 - 相生支所 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原31番地1
 - 上那賀支所 徳島県那賀郡那賀町小浜151番地
 - 木沢支所 徳島県那賀郡那賀町木頭字前田43番地1
 - 木頭支所 徳島県那賀郡那賀町木頭出原字マエダ34番地
 - 林業振興課 徳島県那賀郡那賀町吉野字弥八かへ23番地（林業ビジネスセンター）
- 那賀町ホームページ

4 権利の設定

本公告により、森林所有者及び那賀町に経営管理受益権が、2の林業経営者に経営管理実施権が設定される。